

松江市ものづくり産業投資促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市ものづくり産業投資促進助成金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。)に所有されているもの
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上を複数の大企業に所有されているもの
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めているもの
- (2) 製造業 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類で製造業に分類される産業をいう。
- (3) 固定資産 企業が事業の用に供する土地及び減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げるもの又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものをいう。以下同じ。)をいう。
- (4) 操業日 固定資産を事業の用に供した日をいう。
- (5) 投下固定資産 固定資産のうち次に掲げるものをいう。
 - ア 操業日前3年以内に取得した土地
 - イ 操業日前1年以内に取得した減価償却資産(通常1単位として取引されるその単位ごとに100万円以上のものに限る。)
- (6) 投下固定資産総額 投下固定資産の取得に要した費用のうち購入費、工事費、設置費、設計費及び建物撤去費(土地とともに建物を取得し、取得後1年以内に当該建物を取り壊した場合に限る。)の総額をいい、消費税及び地方消費税を除く。
- (7) 常用従業員 投下固定資産の所在する事業所において雇用される従業員で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者に該当すること
 - イ 期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の労働契約を締結していること

(助成の対象等)

第3条 助成金の名称、助成金交付の目的、助成金交付の要件及び助成対象経費、交付の率又は金額、助成金交付の対象者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

| | |
|----------|---|
| 助成金の名称 | 松江市ものづくり産業投資促進助成金 |
| 助成金交付の目的 | 東出雲町が、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱(平成12・03・07資財第9号)に基づく補助金(F補助金)の対象区域外であることに鑑み、東出雲町内において事業所の新增設や設備投資を行う企業に対して、その経費の一部を助成することにより、企業の投資を促進し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。 |

| | |
|------------------|--|
| 助成金交付の要件及び助成対象経費 | 次に掲げる要件を全て満たす場合、投下固定資産総額を助成対象とする。 1 投下固定資産が、東出雲町内に所在するものであること。 2 投下固定資産が、製造業に属する事業の用に供されるものであること。 3 常用従業員数が、投下固定資産の操業日から起算して1年以内に、当該操業日の前日から起算して2月前の日（以下「基準日」という。）と比較して3人以上増加するものであること。ただし、市内に所在する同一企業の他の事業所から異動した者のうち、基準日において当該他の事業所に在籍していた者は、その増加する人数（以下「増加常用従業員数」という。）に含まない。 |
| 交付の率又は金額 | 投下固定資産総額の10パーセントに相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1,000万円を上限とする。 |
| 助成金交付の対象者の範囲 | 企業 |
| 終期 | 令和5年3月31日 |

（助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする企業は、助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書（様式第2号）
 - (2) 企業が法人の場合にあつては登記事項証明書、個人の場合にあつては住民票の写し
 - (3) 直近1期分の貸借対照表及び損益計算書
 - (4) 投下固定資産の所在する事業所の位置図
 - (5) 投下固定資産の配置図
 - (6) 投下固定資産の契約書の写し
 - (7) 投下固定資産の支払済額が確認できる書類
 - (8) 常用従業員名簿（様式第3号）
 - (9) 基準日の翌日以降に雇用され、又は基準日の翌日以降に同一企業の他の事業所から異動した常用従業員（市内に所在する同一企業の他の事業所から異動した者のうち、基準日において当該他の事業所に在籍していた者を除く。）の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
 - (10) 基準日の翌日以降に雇用され、又は基準日の翌日以降に同一企業の他の事業所から異動した常用従業員（市内に所在する同一企業の他の事業所から異動した者のうち、基準日において当該他の事業所に在籍していた者を除く。）の労働契約の期間が確認できる書類
 - (11) 増加常用従業員数が3人以上となった日における常用従業員のタイムカード又は出勤簿の写し
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、第3条に規定する要件を満たした日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の交付申請書の提出をもって、規則第12条の規定による実績報告があつたものとみなす。

(助成金の交付決定及び確定)

第5条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、交付する助成金の額を決定及び確定したときは、その旨を助成金交付決定及び確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第6条 規則第11条の規定による着手・完了届の提出は、これを省略するものとする。

(助成金の請求)

第7条 第5条の交付決定及び確定を受けた企業(以下「交付企業」という。)は、助成金の請求を行おうとするときは、助成金交付決定及び確定通知書の写しを添付して、助成金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び確定の取消し)

第8条 市長は、前条の交付企業が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき。

(2) 助成金の対象となった投下固定資産の全部又は一部を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けたとき。ただし、交付決定及び確定日から5年を経過した場合又は市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(3) 前号に規定する期間内に、投下固定資産の所在する事業所が操業を1年以上休止し、又は廃止したとき又は廃止の状況にあると認められるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が交付決定及び確定を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、助成金交付決定及び確定取消通知書(様式第6号)により、交付企業に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定及び確定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、交付企業に対し助成金返還命令書(様式第7号)により期限を定めてその返還を命ずる。

(操業の休止又は廃止)

第10条 交付企業は、交付決定及び確定日から5年以内に投下固定資産の所在する事業所の操業を1年以上休止し、又は廃止したときは、その日から起算して10日以内に、操業休止(廃止)届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第11条 市長は、助成金の交付を受けようとする企業又は交付企業に対し、立地、雇用状況、操業等について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告の結果必要と認める場合は、市職員を当該企業の事業所に立ち入らせ帳簿、書類等を調査させることができる。

(関係書類の整備)

第12条 交付企業は、助成金の対象となった投下固定資産の取得に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、交付決定及び確定日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。